

ASAHI・MITSUHASHI 基金

【募集要項】



公益財団法人

ひょうごコミュニティ財団

HYOGO COMMUNITY FOUNDATION

## 本基金について

朝日ゴルフ株式会社は1956年(昭和33年)に設立しました。その設立60周年を機に、朝日ゴルフ(株)の理念である「健康」と「健善」に寄与する団体に対して寄付を行います。

この基金は寄付つき商品のごるトレ、Bodyトレ両ブランドを監修している医師の三橋成行と設立するものです。

### 1. 助成趣旨

本基金は、朝日ゴルフ(株)の商品ご購入者からの寄付を積み立てた「ASAHI・MITSUHASHI基金」により、兵庫県内で子どもに対して医療的なもしくは医療と関連する支援を充実させるために活用されます。

### 2. 対象団体

兵庫県内において、子どもに対して医療的なもしくは医療と関連する支援を行っているNPO法人等の非営利団体(法人格の有無や種類は問わない)。

### 3. 対象となる事業

兵庫県内において、子どもへの医療的な支援(医療と関連する支援を含む)活動を通じて子どもの健康と健やかな成長に資する事業に助成します。

なお、以下の事業は対象としません。

- ① 営利目的の事業
- ② 政治活動、宗教活動を主たる目的とする団体の事業
- ③ 反社会的勢力の支配下、またはその関係にある団体の事業
- ④ 許認可、認証、および登録等を必要とする事業で、当該事業の許認可、認証、登録等を受けていないもの

### 4. 助成対象経費

申請事業に直接関わる費用であれば、費目は問いません。

ただし、人件費は助成金額の50%までとします。

### 5. 助成対象期間

2018年10月1日(月)～2020年9月30日(水) \*2ヵ年継続助成

※助成金はこの期間に発生する経費について充当する事ができます。

※原則、2ヵ年の継続助成ですが、中間報告を出していただき進捗の確認をします。

予定から大きく変わっている場合は、再度の審査または不継続となることもあります。

### 6. 応募締切 9月3日(月) 締切(必着)

※所定の申請書にご記入の上、郵便またはメールにて事務局宛お送りください。

FAXでの提出は受け付けません。

## 7. 助成額 1件21万円/初年度

※2年目以降も同規模の助成を予定していますが、「寄付つき商品」として商品の売り上げに応じた基金ですので、助成金額は未定です。

## 8. 申請書類

申請に当たっては、次の書類をご提出ください。

### 【必須書類】

#### ①申請書（所定の様式）

※用紙は、ホームページ（<http://hyogo.communityfund.jp/>）からダウンロードいただくか、E-mail または電話にてお問い合わせください。当財団事務所でも入手できます。

#### ②団体概要資料（下記 a～d の4点）

- a. 団体の規約または定款
  - b. 役員名簿
  - c. 直近の事業報告および収支報告書（または活動計算書、正味財産増減計算書）
  - d. 最新の事業計画および収支予算書（または活動予算書、正味財産増減予算書）
- ※これらが無い場合は、それに準ずるもの（ご相談ください）。

### 【任意書類】

その他、パンフレットや活動チラシ、掲載新聞記事など、運営状況がわかる資料

## 9. 選考

選考委員会において選考いたします。

### 【選考基準】

- a. 申請事業が本助成の趣旨や条件に合致しているか（趣旨の一致）
- b. 当事者の実情やニーズ、地域の課題を的確に捉えているか（事業の必要性）
- c. 取り組む課題に対して、事業内容が有効であるか（事業の効果）
- d. 取り組む課題に対して、計画や予算が適切か（方法の妥当性）
- e. 組織の基盤整備が十分ではないが、本事業を通じて強化・発展が期待できる団体など本助成金を必要とする度合いが高い団体や、寄付や事業収益など他の財源では賄えない事業を優先します。

※必要に応じてヒアリングにお伺いしたり、お電話で内容をお聞きすることがあります。

## 10. 決定通知と助成金の支払い

- 1) 選考結果は、2018年9月下旬までに文書にて通知いたします。
- 2) 助成金は、2018年10月上旬をめどに支払います。

## 11. 報告について

事業終了後または、助成対象期間終了後2ヶ月以内に「報告書」（所定の様式）をご提出ください。

## 12. 注意事項

次のような場合は、助成金の交付を中止し、返還を求める場合があります。

- ① 申請事業が全く実施されていなかったり、途中で中止された場合。
- ② 助成金の使途が申請案件以外であったり、不明であることが判明した場合。
- ③ 助成金が不正な利益の所得や供与に使用されるという疑義が持たれた場合。

## 13. 個別相談について

【個別相談】

随時（1件30分程度） ※要予約（TEL 078-380-3400 までお電話ください）  
当財団事務所にて

## お問い合わせ・書類送付先

ご不明点等がありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団

〒650-0022 神戸市中央区元町通 6-7-9 秋毎ビル 3階

TEL:078-380-3400（月～金 /10:00~17:00）FAX:078-367-3337

E-mail: hyogo@communityfund.jp（担当：永田、相生、実吉）